告示

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、福井労働局の関係事業主を代表する者矢野秀幸の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 23 年３月 28 日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、福井労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成23年４月８日

４　推薦書及び添付書類提出先　福井労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低工賃の改正決定に関する公示

岩手労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、岩手県電気機械器具製造業最低工賃（平成21年岩手労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 23 年３月 28 日

岩手労働局長　山嵜　眞司

岩手県電気機械器具製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　岩手県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、１個（自動車用ワイヤーハーネスのチューブ通しにあっては１本）につき、金額欄に掲げる金額

品　目	工　程	規　格	金　額
スイッチ	端子入れ	端子が２個のもの	１円61銭
コイル	からげ	端子が２本、線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下で、かつ、２回からげるもの	１円47銭
	巻線	ボビン径が30ミリメートル以内、線径が0.8ミリメートル以下で、かつ、巻数25回のもの	２円38銭
コネクタ	端子入れ（コネクタ本体の組立において、連続端子を差すことをいう。）	10芯以上20芯以下の連続端子を２枚差すもの	73銭
基板電子部品	足曲げ	２本の足曲げを行うもの	45銭
	足カット	２本の足カットを行うもの	54銭
自動車用ワイヤーハーネス	カプラー差し（電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう。）	単線１本のもので、かつ、電線の長さが２メートル以下のもの	65銭
	チューブ通し（電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。）	チューブの長さが15センチメートル以下のもの	54銭
トランス	手作業によるコア詰め（Ｅ・Ｉコアを交互差しするものに限る。）	コアの長さが48ミリメートルで、かつ、厚みが0.5ミリメートルのものを35枚以上40枚以下積むもの	９円88銭

４　効力発生の日　平成23年４月27日

公告

諸事項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 23 年３月 28 日

金融庁長官　三國谷勝範

所在地の変更のあった者

名称　株式会社ジャフコ

変更後の所在地　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社Acsh

２．住所　大阪市中央区南船場１－８－５　南船場エスケイビル６Ｆ

３．代表者の氏名　曹　　一道

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第311号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年９月28日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 23 年３月 28 日

近畿財務局長　山崎　穣一

前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出についての公示

資金決済に関する法律（以下「法」という。）第31条第２項の規定により次のように公示する。

１．前払式支払手段発行者の商号　大浦株式会社

２．代表者の氏名　代表取締役　大浦　克博

３．住所　宮崎県都城市中町14街区15号

４．上記の者の発行保証金につき法第31条第１項の権利を有するものは、平成23年６月６日までに前払式支払手段発行保証金規則様式第９による申出書に当該申出に係る前払式支払手段を添え、次に掲げる財務局・財務事務所に提出されたい。

（提出先）

熊本県熊本市春日２丁目10番１号

九州財務局理財部金融監督第三課

宮崎県宮崎市橘通東３丁目１番22号

九州財務局宮崎財務事務所理財課

５．前項の期間内に申出書の提出がないときは、発行保証金についての権利の実行の手続きから除斥される。

平成 23 年３月 28 日

九州財務局長　井川　裕昌